

天承の尚齒会について

——『長秋記』の記事から——

北山円正

一

中唐の詩人白居易が創始した催しに尚齒会がある。七人の老人が集い、その長寿をこゝほいで宴を開き詩を詠じた。時に会昌五（八四五）年三月二十一日、白居易は七十五歳、場所は東都洛陽の履道坊にある自邸。その詩「胡・吉・鄭・盧・張等六賢、皆多_二年寿_一、予亦次焉。偶於_二弊居_一、合_二成尚齒之会_一。七老相顧、既醉甚歎。靜而思之、此会稀有。因成_二七言六韻_一、以紀之、伝_二好事者_一」（『白氏文集』卷七十一・360）によれば、金がなくとも嘆かず、酒があれば喜び楽しむ、詩を二句詠めば元氣になり、酒を三杯飲めば意氣軒昂、七老の長寿は二疏を上回り、その人数は商山の四皓図より多い、三神山・五天竺を除けば、この会ほどは老人の集いはなかるうと自賛している。白居易の誇らしげな様子が浮かんで来る。詩題にあるとおり、この会では「七言六韻」を詠む。なお白居易の「九老図詩」序（『白香山詩集』補遺卷下・3729）によれば、その年の夏に二人の老人が加わり、七老の

図にこの二人を描き入れたという。七老または九老の図があったのである。後世にこの慶事を伝えようとしたのであろう。

この催事は日本に伝わり、早くも貞観十九（八七七）年の三月に、南淵年名が小野山莊で開いている。盛んな白詩受容の潮流を書いた「暮春南亞相山庄尚齒会詩」序（『本朝文粹』卷九・245）によれば、中国で描かれた七叟の障子絵が伝来しており、これを見て年名が、尚齒会は「盧白」（「盧」は盧真、「白」は白居易。ともに七叟の一人）だけのものではない、その「旧蹤」を「続」ぎたいと語り、開催に至ったという。この会において詠じた詩は、垣下（相伴にあずかった人）であった菅原道真——是善の男——の作（『菅家文章』卷二・78、「暮春見_二南亞相山莊尚齒会_一」）を残すのみである。この時を日本における嚆矢として、以後引きつづき行われた。

つづいて安和二（九六九）年三月十三日、藤原在衡が粟田山莊において催している。従来この時の作品は、作文会の詩序（『本

朝文粹』卷九・26、菅原文時「暮春藤亜相山庄尚歯会詩」）、七叟のうち文時の二聯729・菅原雅規の一聯730（『和漢朗詠集』卷下・老人）と垣下の詩十七首、および菅原輔正・同資忠・源則忠の唱和詩（『粟田左府尚歯会詩』）が知られていた。近年これに加えて、徳川美術館蔵の『尚歯会詩』に収載する、文時以外の七叟の詩——在衡の詩は第十二句のみが残る——、延暦寺の僧良源と在衡との後日の唱和詩四首——『慈恵大僧正拾遺伝』にも収む——が紹介され、この会の詩および後日の唱和詩はほぼ明らかとなった。当時の作文会の記録としては稀有なことである。また『粟田左府尚歯会詩』には、後日太政大臣藤原実頼と在衡が唱和したことを記している。ただしその詩は残っていない。

そしてこれから取り上げる天承元（一一三二）年の尚歯会がつづく。なお和歌を読む尚歯会も行われている。これまでは、藤原清輔が承安三（一一七三）年三月十九日に白河の宝莊嚴院で開いたことがよく知られていた（『暮春白河尚歯会和歌并序』と『愚昧記』同日条）。これ以外にも、嘉保二（一〇九五）年の会——主催者・開催場所は不明——（時雨亭文庫蔵『尚歯会和歌』・岩瀬文庫蔵『尚歯会記』）、賀茂重保が養和二（一一八二）年に催した会があった——場所は不明——（『古今著聞集』卷五・26・和歌、『月詣和歌集』）。このように、頻繁ではないものの、平安時代において尚歯詩会は行われていたのである。高齡を貴ぶこの会は、詩を詠むだけではなく、和歌を詠む和風へと変化する場合もあった。貴族社会に浸透した催しと言えるだろう。

本稿では、この中の天承元年における、藤原宗忠主催の尚歯会にまつわる事柄について述べるとともに、関連する問題について検討してみたいと思う。抛るべき資料としては、主催者である藤原宗忠の日記『中右記』を第一に挙げたいところであるが、残念ながらこの年の記事を欠いている。ただ幸いなことに、源師時の『長秋記』がこの日の模様および関連することなどを記録している。この記事を読みつつ検討を加えて行きたい。『長秋記』の本文は、増補史料大成（大成）による。なお、この日を含む天承元年の記事を藤原定家が書写している（時雨亭文庫蔵本Ⅱ定。冷泉家時雨亭叢書第六十一卷『古記録集』一九九九年四月・朝日新聞社）ので、参照して適宜本文を改めた。便宜により記事をⅠ～Ⅴに分け、それぞれの本文を挙げて訓読文を付す。また、字体は新字体に統一する。

二

Ⅰ廿二日己未、入夜雨。中宮大夫尚歯会也。日来有招引。然而猶与間、不申一定可參之由。其故、堀川中納言命云、予有招引。然而不入七叟内、実光・時登、与予同年也。彼入七叟、似有行段。是一障也。又勸先例、七叟外、非氏族門生之人会由不詳。是二障也。仍不可向也。付此語廻案故也。倩案、希代事也。又不可及謗難歎。仍当日綴蕪詞清書。

夜に入りて雨ふる。中宮大夫の尚歯会なり。日来招引有り。然

れども猶与の間、一定參るべき由を申さず。其の故は、堀川中納言命せて云はく、「予に招引有り。然れども七叟の内に入らず、実光・時登は、予と同年なり。彼の七叟に入るは、行段有るに似たり。是れ一の障りなり。又先例を勘ふるに、七叟の外に、氏族門生に非ざる人の会する由詳らかならず。是れ二の障りなり。仍りて向ふべからざるなり」といふ。此の語に付きて案を廻らす故なり。情つら案ずるに、希代の事なり。又謗難に及ぶべからざるか。仍りて当日に蕪詞を綴り清書したり。

「中宮大夫」は藤原宗忠。後文にあるとおりこの年七十歳であり、この区切りの年齢に当たって「尚歯会」を企図したのである。『長秋記』の記者源師時は、この会に招かれていたもの、ためらうてはつきり（「一定」）参加するとは伝えていなかった。これには訳があった。兄である師頼（「堀川中納言」）のことはを引いて、それを説明している。まず、自分に「招引」はある。しかし「七叟」（七老）の中には入っていない。藤原実光と菅原時登は私と同年であつて、七叟に入っている。いかにも自分と区別（「行段」）があるようだ。これは一つの障害（「一障」）であると語つたという。師頼の言うとおり「実光、時登」は、後文とともに「六十二」とある。同時代を生きる師頼の言葉であり、尚歯会に参加した師時が明記するのであるから、二人の年齢記述は確かであるといえよう。ただ、『古今著聞集』（巻四・以・文学）の「尚歯会の起源と天承元年三月藤原宗忠の尚歯会の事」に

は、「右大弁実光^{六十三}、式部の少輔菅原時登^{六十二}」とあり、実光の年齢が異なる。これは、『古今著聞集』の記事を正しとみるべきではないか。何となれば、『長秋記』以外の諸資料には、「六十三」とあるからである。『長秋記』に記す実光六十二歳は重要ではあろう。ただ、『古今著聞集』は、諸資料によつて正確な年齢を記した可能性があろうし、憤懣を弟にぶつけた師頼が勢いに任せて、実光とは同年であると口走つたのかも知れない。また、時登の詩には「箇中最弟豈為^レ誰^⑤」（『本朝無題詩』巻一・21）、つまり自分が七叟の中で最年少だと言うのは、実光の一つ下である事実を踏まえるからではなからうか。もう一つ加えれば、七叟の年齢を他の資料で確認したところ、『長秋記』より『古今著聞集』の方が正しいとみるべきである。よつて実光は六十三歳、時登は六十二歳と考えるべきではないか。

師頼はさらに、七叟の「子族門生」以外の人が会する理由が分明ではない、これが二つ目の障害（「二障」）だと言う。師頼・師時兄弟は、七叟の子族ではないのもとより、門生でもなかったであろう。自分を垣下として招くのであれば、通例から外れていると考えたのである。師頼なりの言い分である。それで会には行かぬと師時に告げたのである。兄の語る不参加の理由が、師時を躊躇させたのであつた。しかし思案の末、この尚歯会が「希代事」であり、あえて批難するべきでもないので、「招引」に応じることにしたのである。師時としては、興味をそそる雅会であり、断るべき特段の理由はなかつたのであろう。なお、師頼が

「先例」に徴して、このたびの「招引」は不審であると批判するのであるから、尚齒会開催のあり方を文人たちは承知していたのである。百年以上隔たった集いであるにもかかわらず、熟知していたことに注目しておきたい。

師時は、当日「蕪詞」（拙い詩）を作って「清書」し、会に備えていた。この記事から分かるように、詩はその場で詠むのではなく、あらかじめ作っておくものだったようである。もちろん会場で作る人もあったのだろうが、事前に詠んだ詩を携えてやって来る人も多かったのではないか。

尚齒会の作文会では、題がその場で与えられることはなかったらしい。

暮春南亞相山庄尚齒会詩（『本朝文粹』卷九・245）

暮春藤亞相山庄尚齒会詩（同・246）

暮春長秋監亞相山庄尚齒会詩（『本朝無題詩』卷一）

は、詩題を示していない。詩を記録する際に、端作には右のように書き記したのである。事前に知らされていたのは詩型——後文には、「前例垣下詩六韻也。而今度可作四韻之由、有主人命」とある——くらいだったのではないか。よって師時はあらかじめ詠んでおいて持参したのである。詩の内容はほぼ決まっていたはずである。

Ⅱ申斜行向。着直衣。白河上座信縁法橋岡崎房也。入自門之間、

頭中将宗能・右少弁宗成、出向迎謁。南庭池上、置讀岐円座七

枚。東上南面、大納言泉舎被坐、面次被示云、兼日可会之由、

被約束人々変改、一人無来事。年来本意、一日面目也。今日儀

略中略也、一事無存先例。自関白家、可賜尚齒会軟障并鶉衣之

由、有恩約。然而其事已後于也。且是彼殿中不諧之所致也。自

幼少、若余七句、可企此会之由、所令存也。而適有天運、余

七十。仍不顧萬事、如形有遂事也。

1 諧—階（定） 2 有—（定）は判読できない。

申の斜めに行き向ふ。直衣を着る。白河の上座信縁法橋の岡崎

房なり。門自り入る間、頭中将宗能・右少弁宗成、出で向ひ迎

謁す。南庭の池上に、讀岐の円座七枚を置く。東上南面にして、

大納言泉舎に坐せられ、面次に示されて云はく、「兼日会すべ

き由、約束せられし人々変改し、一人来る事無し。年来の本意、

一日の面目なり。今日の儀は略中の略にして、一事も先例を存

する事無し。関白家自り、尚齒会の軟障并に鶉衣を賜ふべき

由、恩約有り。然れども其の事已に後るる（？）なり。且た是

れ彼の殿の中の不諧の致す所なり。幼少自り、若し七句に余ら

ば、此の会を企つべき由、存せしむる所なり。而して適たま天

運有りて七十に余れり。仍りて萬事を顧みず、形の如く事を遂

ぐる事有るなり」といふ。

「申の斜め」は、午後五時近く。「直衣」を着ているので、貴人としては略式の服装である。向かうのは、「信縁法橋の岡崎房」。「信縁」(一〇八四〜一一三八)は当時法橋であった(「中右記」大治五(一一三〇)年七月二日)。主人宗忠は、その「岡崎房」を会場として借用したのである。その門に入るや、宗忠の男宗能と宗成が出迎えた。そして、「南庭」の池の畔に招き入れられる。そこには、「讃岐円座」を七枚敷いており、七叟の座とした。一列が、東を上座とし南面していた。ついで主人「大納言」宗忠が「泉舎」の座に就いたとある。「泉舎」は泉が湧き出るあたりの建物。七叟の座にはないのであろう。そして主人宗忠が、参会の人々に向かつて語る。かねてこの集いに参加すると約束した人たちのうち、約束を変更した人があった。また一人が来られないという。それは後文にあるとおり、藤原基俊である。七叟・垣下は変動したらしい。何らかの事情で辞退を申し出る者があり、その都度人選を行ったのであろう。先に取り上げた源師頼の不满があるように、招かれる可能性のある文人らは、宗忠の人選を注視していたにちがいない。このように暗れの舞台の裏側を語る記録は『長秋記』しかなく、師時は貴重な資料を残したと言えるであろう。

つづいて七叟が揃わぬ尚歯会であることへの物足りなさを滲ませつつも、「年来本意、一日面目也」と開催にこぎ着けた喜びを語っている。安和二(九六九)年三月に藤原在衡が開いて百六十

年余の後、ひさびさの尚歯会は耳目を集めたことであろう。宗忠は、誇らしい思いでこの催しを迎えたのではあるまいか。ただその儀は「略中略」であり、「先例」とはかけ離れたものであると告げている。この略儀と先例との相違の一つは、「関白家」藤原忠通が「恩約」したという。「尚歯会軟障并鵝衣」を備えられなかったことであろう。「尚歯会軟障」は、尚歯会の場とくに七叟の座にめぐらす幕であろう。尚歯会のために詠えた「軟障」が、忠通のもとにあつたのであろうか。安和の尚歯会で在衡が用いたものが、撰閲家に伝わっていた可能性はあるかも知れない。いずれにしても詳細は不明である。「鵝衣」は、鶯鳥の羽毛で織つた衣服であろうか。安和の尚歯会における、七叟の一人橋好古の詩の尾聯には、

今日七人衣一色、誰知二次第一旧袍襟二今日重相、各分二七領一之鵝衣、以為二七叟之燕服一。故云。

とある。主人大納言藤原在衡は、七叟のために「鵝衣」を設け、式服としたのだという。そろつてこの服を着たため、位階の次第は分らないと、出自や地位とは関わらないこの会の趣旨を象徴している。宗忠も同様の想いで、忠通の「恩約」に期待していたのであろう。この日記の記者源師時の祖父師房は、尚歯会の開催は果たさなかつたものの、「鵝衣一領」を「取儲」けていたと後文に記している。この衣服は尚歯会につき物であつたらしい。

安和尚歯会の時の詩序(「本朝文粹」巻九・246、菅原文時「暮春藤原相山庄尚歯会詩」)には、「大相国尊閣」藤原実頼が、在

衡が「憶^②旧遊於七叟、訪^③芳躅於二方」と聞いて「嘉歎」し、

「倭漢両会写真画障各一張」を「贈」ったとある。忠通もこの先蹤に倣って関白家として、嘉会を支援しようとしたのであろう。なお右の安和尚歯会における「七領之鵝衣」が実頼から贈られたものかどうかは不明。尚歯会をするのなら、所持する「軟障」を与えようという、忠通の「恩約」は実現しなかった。その「関白家」の「不諧」（かなはず・ととのはず）の事情は不明。関白忠通としても遺憾だったのではないか。

つづいて宗忠は尚歯会への思いを語る。幼いころより、この尚歯会を開催しようと考えていたのだという。そしてたまたま「天運」があつて七十歳となった。そこで万事を顧みず、形のごとく催すのであると述べている。後半のことは謙辞であろうが、「七旬」「余七十」はそのとおりである。日記の後文には、「正二位行権大納言兼中宮大夫藤原宗忠（七十）」と見える。七十歳は、尚歯会開催の目安だったのではないか。過去の主催者は、

白居易 七十四歳

南淵年名 七十一歳

藤原在衡 七十八歳

と、すべて七十歳以上である。源師時は、祖父師房は開催を準備していたものの、その年承保四（一〇七七）年の二月に薨去したと、日記の後文で述べている。享年七十であった。

四

Ⅲ七叟中、先金吾基俊有病不会、只送詩。雖遺恨、不可闕如歎。

此後七叟着庭座。皆着衣冠。大納言直衣。算博士從五位上三善為康（八十二）、前左衛門佐從五位上藤原基俊（七十二）、不会儲座。前日向守從五位下清原広俊（七十）、正二位行権大納言兼中宮大夫藤原宗忠（七十）、広俊同年也。然而依為月先為上。正四位下式部大輔藤敦光（六十九）、正四位下行右少弁藤原実光（六十二）、從四位下式部少輔菅原時登（六十二）。

1 八十二年八十二（定） 2 藤原—なし（定） 3 広俊—

この前に二文字分の空白あり（定） 4 年—歳（定） 5 先

—兄（定） 6 藤原—藤（定）

七叟の中、先金吾基俊病有りて会せず、只だ詩を送るのみ。遺恨なりと雖ども、闕如すべからざるか。此の後七叟庭の座に着く。皆衣冠を着く。大納言は直衣。算博士從五位上三善為康（八十二）、前左衛門佐從五位上藤原基俊（七十二）、儲けの座に会せず。前日向守從五位下清原広俊（七十）、正二位行権大納言兼中宮大夫藤原宗忠（七十）、広俊と同年なり。然れども月の先（兄）^{このかみ}為るに依りて上と為す。正四位下式部大輔藤敦光（六十九）、正四位下行右少弁藤原実光（六十二）、從四位下式部少輔菅原時登（六十二）。

この引用冒頭の二文は、日記を書いた師時の感想とみておく。

宗忠はすでに藤原基俊の欠席について、「兼日可レ会之由、被レ
 約束一人々変更、一人無レ来事」と述べているので、改めて取り
 上げることはしない。「七叟」のうち、基俊は病気で参加できず、
 詩を送るだけであった。恨めしいが休まないではしなかったと、不
 十分な状態への無念さを明かしている。さきの宗忠のことばには、
 参会を約束した人々は次々と変わったとある。基俊の欠席通知は、
 開催の直前であったのであろう。師時によれば、兄師頼は七叟に
 呼ばれる可能性があつたようである。そのような候補者に声を掛
 ける余地がなかったのだとすれば、基俊からの欠席の申し入れは
 唐突であり、意想外のできごとであつたのではないか。おそらく
 基俊は急な病に見舞われ、辞退を余儀なくされたということな
 であらう。

基俊の生没年は明確ではなく、諸説が存在する。かつてこの問
 題を取り上げ、有力な根拠となるはずの『長秋記』の記事では
 なく、同じ尚歯会の記録である『古今著聞集』（巻四・文学・
 12）、「尚歯会の起源と天承元年三月二十一日藤原宗忠の尚歯会
 の事」の記す「七十六」歳の方が正しいであろうと述べた。両書
 の記す七叟の年齢は次のとおり。

	『長秋記』	『古今著聞集』
三善為康	82	83
藤原基俊	72	76
清原広俊	70	70
藤原宗忠	70	70

藤原敦光	69
藤原実光	62
菅原時登	62

為康・基俊・実光の三人についてはそれぞれに相異がある。基俊
 を除く二人の年齢は、『古今著聞集』の記事の方が正しく、これ
 をもって基俊の年齢を推定した。年齢を確定する根拠資料がない
 のは残念ではあるが、現状では蓋然性が高いのは『古今著聞集』
 の方であると考えておく。詳しくは前掲の拙稿に拠られたい。

このほかの七叟について少し述べておく。「清原広俊」の「清
 原」は誤つている。『本朝無題詩』に五十首余を取めるなど、多
 数の詩を残す「中原広俊」が正しい。定家本も「清原」に作る。
 「右少弁藤原実光」の「右少弁」は「右大弁」の誤り。実光は、

大治五（一一三〇）年十月五日に、左大弁から右大弁に転じてい
 る（『公卿補任』）。

敦光はこの時の詩に、「七十暮年纔欠レ」、論レ齡西嶺夕陽
 斜（『本朝無題詩』巻一・19）、「暮春長秋監亞相山庄尚歯会
 詩」と詠んでおり、「六十九」と一致する。

菅原時登は、この時の詩会の序を作成している。前掲の『古今
 著聞集』（巻四・文学）にも、「時登、序をば書きたりけり」と
 ある。陽明文庫所蔵『序注』は、その一部を引いている。

時登尚歯会序云、会昌刑部十二年之弟、撫鶴髮而為唱
 首、貞観刑部八代之孫、含燕弗而悲先蹤。

時登は、自分は「貞観刑部」菅原是善の「八代之孫」であるとい

う。是善は貞観尚歯会の七叟の一人であり、詩序の作者であった。安和尚歯会の七叟の一人菅原文時も詩序を作成している。時登には、その系譜に連なることは誇りだったのである¹⁴。なお時登は、尚歯会を催したときに七十四歳であった白居易の「十二年之弟」である。右の引用箇所は、対句で構成されているのだが、この句は「八代之孫」とは対をなさない¹⁵。時登の年齢については、この時の詩に「賓主皤皤皆秀眉、箇中最弟豈為誰」（『本朝無題詩』巻一・21、「暮春長秋監重相山庄尚歯会詩」と、七叟中の最年少であると述べている。

五

IV 無盃酌事、只朗詠及数度。少於樂天三年句也。此後昇堂上講詩。七叟詩、序者時登、講師広俊、読師実光朝臣。依年齒次第講之。次講垣下詩（七言六韻）、講師篤昌、読師行盛、博士文章生当時好文士十五人也。講了退出、子族送。前例垣下詩六韻也。而今度可作四韻之由、有主人命。不知其故。後左衛門督、押大納言本韻。

1 於一出（大成）

盃酌の事無く、只だ朗詠数度に及ぶのみ。「樂天より少きこと三年」の句なり。此の後堂上に昇りて詩を講ず。七叟の詩は、序者時登、講師広俊、読師実光朝臣。年齒の次第に依りて講ず。次に垣下の詩を講ず（七言六韻）。講師篤昌、読師行盛。博士

文章生当時の好文の士十五人なり。講じ了りて退出し、子族送る。前例は垣下の詩は六韻なり。而るに今度は四韻を作るべき由、主人の命有り。其の故を知らず。後に左衛門督、大納言の本韻を押す。

「盃酌の事」は「無」とある。宗忠のいう「今日儀略中略」の一つである。ただ、七叟・垣下の詩には、「行爵数巡須快飲」（実光）、「酔後閑行踏落花」（敦光）、「野酌頻巡唯任醉」（基俊）、「花前会飲燕毛人」（藤原宗光）と、飲酒を詠み込んでいる。参加しなかった基俊の詩にも、「野酌」「任醉」とある。この会に「盃酌」は付きものであったとみなければならぬ。先例をみると、白居易の尚歯会詩には、「樽中有酒且歎娛。……酒飲三杯氣尚粗」、貞観の是善の詩序には、「琴酒可_三以寛老志」、垣下菅原道真の詩に、「三分浅酌花香酒」、安和の文時の詩序には、「情因詩酒而暢」、七叟の詩には、「樽添緑醕晴霞泛」（橘好古）、「坏酌流霞醉漸淵」（十市有象）、垣下の詩には、「酔浅為君添露酌」（藤原雅材）とあるとおり、宴飲は通常行うものであった。尚歯会で酒を飲むと詠むのはしかるべきことであった。「盃酌」の有無はともかくとして、詩に酒を詠み込むものだったのであろう。

「盃酌」はないものの、「朗詠」が「数度」あった。朗唱したのは、安和の尚歯会の詩序「文時少於樂天三年、猶已衰之齡也、遊於勝地一日、非是老之幸哉」（『本朝文粹』巻九・

246。「和漢朗詠集」巻下・726・老人)。「古今著聞集」によれば、「なべて四五反に及ぶ。右大弁・式部の大輔ぞ詠じける」とある。「右大弁」は藤原実光、「式部大輔」は藤原敦光。ともに七叟の一人。そして、

また「岸風に力を論ずれば」の句、「蓬鬢商山」の句、「酔ひて花に對す」の句等、再三詠じて、すでに幽興に入りけり。とつづく。「岸風に力を論ずれば」は、菅原文時「林霧校」ウツキ、声鶯不_レ老、岸風論_レ力柳猶強(「和漢朗詠集」巻下・729・老人)、「蓬鬢商山」は菅原雅規「蓬鬢商山前日雪、華首履道昔春風」(「尚歯會詩」)、「酔ひて花に對す」は、同「酔對_レ落花」心自靜、眠思_レ余算_レ涙先紅(「尚歯會詩」)、「和漢朗詠集」巻下・730・老人)。ともに安和の尚歯會における詩。白居易の詩は当然のことながら、前回の催しである安和の尚歯會の詩と詩序は尊重され、「和漢朗詠集」に採られていた。そしてこの度の尚歯會では、朗唱の句に選ばれたのである。この詩句の朗詠は、独特の風趣を醸したようであり、「幽興に入り」と評されている。

「古今著聞集」(巻四・四)は、昔は、この座にして盃酌ありて、あるいは詩を作り、あるいは管絃を命じて、心にまかせて終日遊戯しける。今ぞかやうのことも絶えはべりぬる、口惜しきかな。

とすでに尚歯會の行われていないことを惜しんでいる。ここに触れている「管絃」も、かつてはあったのだという。白居易の尚歯會では、七叟の詩には「醉舞」「歌声」などが見えるが、これは

酔いに任せて舞い歌うのであろう。「擊_レ筑謳歌任_二」

褐裾(「白香山詩集」補遺巻下、吉峻「七老會詩」)という表現はあるものの、楽器の名前はここにしかなく、この会では管絃を奏することはなかったであろう。貞観の尚歯會では、「一曲偷聞葛調絃」(道真)、安和では、文時の詩序に、「風舞詠歌」「歌舞興酣」とあるが、奏樂については触れておらず、「管絃」があったとは言いがたい。七叟の詩には、「管絃声緩舞相親」(橘雅文)、垣下の詩には、「一曲聞_レ琴声調_レ葛」(藤原在国)などに見える。宴飲・管絃が実際にはなかったとしても、その詩文には描かれることはあるだろう。まず「古今著聞集」のいうところを、そのまま受け入れてよいかどうかについては慎重であるべきだろう。

朗詠の後、「堂上」で詩の披露が行われた。まず七叟の詩。その「次第」は「年齒」に依る。つまり三善為康から菅原時登へと年齢順に披露される。これは位階・官職によって披露の順が決まるのではないということである。「尚_レ齒不_レ依_二官職_一重_二」(安和尚歯會の垣下源信正の詩)とあるのと同じことである。「依_二年齒次第_一講_レ之」は、尚歯會の性格をよく示す記事である。「序者」「講師」「読師」は、七叟の中から選ばれている。詩型は七言六韻。白居易がこの会を創始したときから変わっていない。

次に垣下の詩。「講師」「読師」は、七叟の詩の場合とは異なる。「講師」は藤原篤昌、「読師」は藤原行盛。垣下は、文章博士、文章生ら、好文の士十五人。「前例」では「垣下の詩」は

「七言六韻」であった。貞観尚歯会の垣下である道真、安和の時の垣下は、「七言六韻」の詩を詠んでいる。しかし、このたびは「四韻」で作るよう、「主人」宗忠の指示があった。『本朝無題詩』（巻二）に収める、藤原顕業・藤原宗光「暮春見¹巖閣垂相山庄尚歯会²詩」（1820）は「七言四韻」であり、このことは確認できる。この二人は垣下である。宗忠の指示の理由は不明。垣下には、『長秋記』の記者源師時、右の篤昌、行盛、顕業、宗光らのいたことが分かる。なお自注「七言六韻」は、「次講³垣下詩⁴」に付すべきではない。垣下は四韻を詠じたからである。「七叟詩」に付すのがよいだろう。

「左衛門督」は藤原実行。ここでは後日のことを記している。主人である「大納言」宗忠が用いた韻によって詩を詠じたという。宗忠の詩は残っておらず、その韻は不明。実行はこの会に加わっておらず、その無念さを詩に託して宗忠に送ったのであろうか。尚歯会は滅多に催されない佳会であり、参加できなかつた詩人・文人は痛恨の思いを抱いていたはずである。安和尚歯会の詩を集めた、『尚歯会詩』『粟田左府尚歯会詩』には、そういった詩人たちの思いを綴った詩を載せている。

六

V 土御門大臣殿、設此会時、尚歯会軟障々子七脚有白、硯七、鵝衣一領取儲給也。然而其年二月薨給了、不遂事云々。故殿

御語也。

1 設⁵欲⁶（大成）・欲⁷（定） 2 給⁸ナシ（大成）

土御門の大臣殿、此の会を設けし時、尚歯会の軟障々子七脚の台有る、硯七、鵝衣一領取り儲け給ふなり。然れども其の年の二月に薨じ給ひ了りて、事を遂げずと云々。故殿の御語なり。

V は、大成・定家ともに一字下げとなっているので、同様に引用した。これはその日の記事ではなく、過去の尚歯会に関連した内容だからであろう。

「土御門大臣殿」は、源師房（一〇〇八〜一〇七七）。村上源氏。中務卿具平親王の嫡男。従一位右大臣。和漢兼才の人であり、中下級層の詩人歌人らを庇護した。師頼・師時の祖父。この師房が尚歯会を開こうとしたという。そのために、「軟障々子」「硯」「鵝衣」などを用意していた。さきに触れたように「長秋記」は、藤原忠通から宗忠に、「尚歯会軟障并鵝衣」を賜うと約束があったと記している。師房も同じように、開催に向けて準備をしていた。ところが、その年の二月十七日に薨去し、尚歯会は実現に至らなかつたという。以上は師時の父左大臣俊房（一〇三五〜一一二一）の語るところである。師房は享年七十。文人としてなす遂げたい会だつたであろう。無念であつたにちがいない。師時もその思いを推しはかり、この記事を付け加えたのであろう。

以上、源師時の『長秋記』の記事をもとに、藤原宗忠が催した尚歯会の中身や、それ以前に催された会との繋がり、会の特質等々について、気付くままに述べた。貞観・安和の尚歯会に比べれば、会をめぐる様々な内容をより詳しく知ることができたのではないか。その一つは、開催の経緯や七叟の人選である。繰りかえしになるが、主催者宗忠の日記『中右記』がこの年の記事を欠くのは、まことに残念である。『中右記』は長年にわたって、政治・社会・文化等について丁寧書き記しているので、自分の尚歯会についても、その前後の記事も含めて、貴重な情報を提供していたのであろうと思う。

最後にこの尚歯会の後日談を取り上げておきたい。『長秋記』の長承二（一一三三）年九月五日条に、次の記事がある。

晴。源大納言来給、相統時登朝臣来。源大納言云、去八月十五日月詩、人思履道暮春遊。倩案此句、不被甘心。故何。彼時詩人、皆非老人。若人多交者、何似尚歯会哉。会者皆為老皓歟、尤可然也。菅博士云、月照時、不論老若、鬚皆皓然也。仍作此句。專非作年齒者。大納言尚有傾給氣。於下官、不為強難。謂文章只如此歟。

晴れ。源大納言来り給ひ、相統ぎて時登朝臣来る。源大納言云

はく、「去る八月十五日の月の詩の、「人は思ふ履道暮春の遊び」。倩^{せう}つら此の句を案ずるに、甘心せられず。故は何ぞ。彼の時の詩人、皆老人には非ず。若き人多く交り^{まじ}たれば、何ぞ尚歯会に似むや。会する者皆老皓たるか、尤も然るべきなり」てへり。菅博士云はく、「月照らす時、老若を論ぜず、鬚皆皓然たるなり。仍りて此の句を作れり。専らに年齒を作すに非ず」てへり。大納言尚ほ傾き給ふ氣あり。下官においては、強難を為さず。文章と謂ふは只だ此くの如きか。

源師時のところへ、兄大納言師頼が訪れ、ついで菅原時登がやって来た。そして師頼が時登に問いかける。先月十五日の「月詩」についてである。その一句「人思履道暮春遊」——詩の全体は残っていない——の表現は好ましくないと批判する。その時の詩人は皆が老人のではなかった。若い人も多く加わっていたのだから、どうして尚歯会に似ていると言えようか。参加者が皆白髪の老人ならそれでよいだろうがと、自説を述べながら追及している。

師時は尚歯会の垣下の一人。その兄師頼は、同年の実光・時登が七叟に選ばれたのに、自分が選に漏れたことが不満であった。師頼が問題にする、先月の八月十五夜にあった作文会の、開催の場所・主催者などは不明。時登の一句の「履道」は、白居易の邸があった所。「暮春」は三月。この一句は、白居易の尚歯会を踏まえた表現である。その詩には「会昌五年三月二十一日、於^二白

家履。道宅「同宴」(『白氏文集』卷七十一・3640)とある。八月十五夜の月に照らされた人々の頭髮が皆白いことから、白居易が開いた尚歯会を想起させるといふ。これに対して師頼は、参会者の年齢を勘案して、表現の不適切を主張する。

一方の「菅博士」(時登)が説明する。月が照らせば「老若」に関わりなく「鬢」は「皓然」白く見えます。だからこの句を詠みました。「専非」作「年齒」年齢にこだわって表現したのではありませんと。この反駁に対して、師頼はなお「尚有」傾給気「不審の様子であった。これについて、自分(「下官」=師時)は、「強難」厳しく批判をするつもりはなく、「文章」詩文・表現とはこのようなのだと見解を述べている。

師頼の批難は、理屈を優先した物言いであり、表現の妙を汲み取ろうとしていない。時登は、月に照らされて白く映る人々の「鬢」を、尚歯会の七叟のようだと喩えた。この発想を表現の眼目としたつもりだったのであろう。七叟となった経験を踏まえた一句と言えるのかもしれない。誇らしさも込めていようか。師時の態度はいたつて冷静である。師頼の姿勢は強引にも見える。これは二年前の尚歯会で、七叟に選ばれなかつた悔しさを今もって引きずっているのかとも思える。師時が日記に書きとめていのは、文事における逸事を伝えようとしたからなのだろう。七叟に選ばれるのは、詩人・文人にとって重大事であつたらうことを想像させるやりとりにも映る。なおこの記事には関連する資料はなく、これ以上のことは不明である。

八

尚歯会は、敬老の会であり、作文会であつた——歌会については触れない——。ここでは年齢が尊重され、世俗の位階・官職の上下とは関わらない。天承元(一一三二)年の尚歯会の前は安和二(九六九)年に開催されており、その間一六〇余年。さらに溯れば、貞観十九(八七七)年の開催であり、滅多にない文人の集いでもあつた。それに創始者が中唐の白居易であるので、詩人・文人には思い入れのある会であつたにちがいない。そういった心の内が、『長秋記』からはうかがえる。また、主人宗忠が催そうとした思いや、準備の一面など、残された詩文だけでは知り得ない情報が、この日記には記されている。本稿は、そのような背景・裏面を探ろうとした。なお、妥当な読解にもとづく検討であつたかどうかおぼつかない。大方のご批正を得たい。

注

(一)「二疏」は、漢の疏広と疏受のこと。受は広の兄の子。ともにも足るを知つて官を退き、称賛された。『漢書』(巻七十一・疏広)は、その徳を讃えるのみで年齢については触れていない。ただ疏広伝の末尾には、「皆以_レ寿終」二人とも長寿でなくなつたと記している。「商山の四皓」は、東園公ら四人の老人。秦末の混乱を避けて商山に隠れていた。や

がて漢の高祖が太子を廃そうしたとき、張良の招きによって太子を輔佐し、廢太子を思いとどまらせた。『漢書』（卷四十・張良伝）に、「四人者從太子、年皆八十有余、須眉皓白、衣冠甚偉」（師古注「所以謂之四皓」）とある。

(2) 「三神山」は、神仙が住むという、渤海にある蓬萊・方丈・瀛洲の三山。「五天竺」は、古代インドの五区画。東・南・西・北・中の五大部分に分かれていた。白居易の尚齒會詩の第十一句「除却三山五天竺」には、「三仙山・五天竺二句、多「老壽者」と自注を付している。

(3) 近年の尚齒會についての資料紹介や研究の進展は、後藤昭雄氏の尽力による。その成果は次のとおり。

「安和二年粟田殿尚齒會詩」（『平安朝漢文文献の研究』一九九三年六月・吉川弘文館、所収）

「尚齒會の系譜」（『平安朝漢文学史論考』二〇一二年四月・勉誠出版、所収）

「嘉保の和歌尚齒會」（同右）

「白河尚齒會記」（同右）

「尚齒會と書と絵」（『白居易研究年報』第十七号・二〇一六年十二月・勉誠出版）

本稿の論述は、この諸論考に依存するところが多い。

(4) 「行段」は他の例をみず、その意を明確にしがたいが、扱いや処置に区別差別がある意と解してよいのではないか。

(5) 安和尚齒會の七叟の詩を書きとめた、徳川美術館蔵『尚齒

會詩』には、橘雅文「詔風請解蒙泉凍、尚齒中為最弟人」

（詔風請ふらくは蒙泉の凍りを解かむことを、尚齒の中最弟の人為り）とあり、この表現に倣ったのであろう。なお、「請風」は、「凍」を「解」かす春の風であるから、「詔

風」とあるべきであろう。梁の元帝『纂要』には、「詔景

「詔節」（『初学記』卷三・春）などの関連する語がみえる。また、中唐の楊巨源「楊花落」に「詔風澹蕩無所依、偏

惜垂楊作「春好」とある。

(6) 詳しくは、拙稿「藤原基俊生年考」（『神女大國文』第七号・一九九六年三月）参照。

(7) 和歌を詠じる尚齒會においても同様であり、いずれの会でも題は与えられていない。

(8) 「後于也」は「後るるなり」と読んだが、本文に問題があり、ふさわしい読みになっていない。

(9) なお、この時の垣下の詩を集めた『粟田左府尚齒會詩』には、「大相国、後日以「絶句」被「給、亜相奉」和之由、見「家日記」也。兵部大輔所「談也。但件詩失了」とあり、後日実

頼と在衡の間で詩の贈答のあったことが分かる。

(10) この時基俊が詠じた詩の注解については、北山・下西忠・鈴木徳男「藤原基俊詩注（一）」（『高野山大学国語国文学』第十四号・一九八七年二月）参照。なお、この尚齒會

における詩の注解には、本間洋一「本朝無題詩全注釈一」（一九九二年三月・新典社）がある。あわせて参照されたい。

(11) 文人としての藤原実光については、仁木夏実「藤原実光考——院政期儒者論(二)——」(『詞林』第三十一号・二〇〇二年四月)参照。

(12) 藤原敦光については、大曾根章介「院政期の一鴻儒——藤原敦光の生涯——」(『大曾根章介 日本漢文学論集 第二卷』一九九八年八月・汲古書院、所収)参照。

(13) 『序注』は、影印が和歌文学会編『論集 古今和歌集』(一九八一年六月・笠間書院)に、翻刻が新日本古典文学大系『古今和歌集』(一九八九年二月・岩波書店)に収載されている。

(14) 安和の尚歯会の後、会に加われなかつた菅原輔正は、無念の思いを詠じて菅原資忠に送っている。その末尾二聯は、
詩華吏部塵相累、
南亜相尚歯会、曾祖刑部尚書、作^レ其宴序。一昨同会日、

吏部員外大卿亦以作矣。両会^レ経^レ年、一家記事。故云
句麗和州玉自瑩。
(和州前吏詩句多美。最足^レ悦^レ目之観而已)

七叟交中思^二一老^一、
古今猶頭我家名。

とあり、貞観の会では「刑部尚書」是善が、一昨日の会では「吏部員外大卿」(式部権大輔)文時が、それぞれ詩序を作成していることに、さらに「和州前吏」雅規の詩句には「美多」いことに思いを致し、「古今」にわたって「我家」菅

原氏の文名が現れていると、誇らしげである。

(15) 頭昭の『万葉集時代難事』も時登の序の一部を引いている。これには「会昌刑部十年之弟」とあり、「八代之孫」と対をなす。しかし、時登と「会昌刑部」白居易との、それぞれの尚歯会開催時における年齢差が「十」となり、実際の年齢差とは合わなくなる。なお『序注』は、「如^レ文者八代、実二八九代也」と付記し、「貞観刑部八代之孫」の誤りを指摘している。

(16) 月に照らされた頭髪を白髪とみる表現には、
双鬢霜加驚^二老至^一、前軒雪襲識^二天晴^一(『本朝無題詩』
卷一・161、藤原有信「翫^レ月」)

迎^レ霽風情凝^レ思少、傷^レ秋霜鬢滿^レ頭多(同・186、藤原敦光「対^レ月言^レ志」)
などがある。

(17) 時登が「博士」(文章博士)に転じたのは、『元秘抄』(卷三)に、

崇徳
天承二年八月十一日改元(長承。依^二天変疾疫火事^一)
大輔藤敦光、博士同行盛、同^レ嘗時登
参議左大弁実光

とあるので、尚歯会の翌年の八月までであることが分かる。